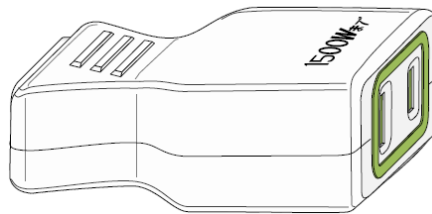




050 コードコネクタボディ

定格電圧 100V 以上 300V 以下、定格電流 50A 以下、極数 5 極以下、交流の電路に使用するものに限り、防爆型、油入型を除く

【一般呼称の例】 —



「コードコネクタボディ」とは、差込み接続器のプラグ受けの一種であって電線接続用端子、1 の刃受け口等を有し、刃受け口の形状が平栓刃用のもの（平栓刃を曲げた引掛型のものを含む。）で主にコードの延長接続を目的とし、壁、床、天井、家具等に固定して用いるための機構を有さないものをいう。（範囲等の解釈 二 3. 3（6）ハ）

【混同しやすい電気用品】

マルチタップ